様式第５（第５５条関係）

許　　　可

解体業　　　　　　申請書

許可の更新

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可番号 |  |
| ※許可年月日 |  |

年　　月　　日

青森県知事　　　　　　　殿

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

|  |
| --- |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 |  |
| 所在地 | （郵便番号）電話番号 |
| 事業の用に供する施設の概要 |  |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 |  |

|  |
| --- |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名　称 |  |
|  | （ふりがな）代表者の氏名 |  |
|  | 住　所 | （郵便番号）電話番号 |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏名又は名称 | 住　　　　所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法 |  |
|  | 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 |  |
|  | 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。） |  |
|  | 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。） |  |
|  | 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法 |  |
|  | 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法 |  |
|  | 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法 |  |
|  | 解体業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
|  | 火災予防上の措置 |  |
| （備考） |  |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

４　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

５　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※手数料欄（青森県収入証紙貼付）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 手数料額 |
|  | 申請区分 | 手数料 |  |
| 解体業　新規許可申請 | ７８，０００円 |
| 解体業　更新許可申請 | ７０，０００円 |
|  |
|  |

（記　入　例）

様式第５（第５５条関係）

許　　　可

解体業　　　　　　申請書

許可の更新

|  |  |
| --- | --- |
| ※許可番号 |  |
| ※許可年月日 |  |

令和○年○○月○○日

青森県知事　　　　　　　殿

（郵便番号）　○○○－○○○○

住　　所　　○○県○○市○○町○番○号

氏　　名　　○○株式会社　代表取締役　○○○○

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

|  |
| --- |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 | ○○株式会社○○センター○○営業所 |
| 所在地 | 〒○○○－○○○○○○県○○市○○町○番○号TEL 000-000-0000  |
|  | 名　称 | ○○株式会社○○センター○△営業所 |
| 所在地 | 〒000-0000○○県△△市○○町○番○号TEL 000-000-0000 |
|  | 名　称 | ○○株式会社○○センター△△営業所 |
| 所在地 | 〒000-0000○○県○○郡○○町△△○番○号TEL 000-000-0000 |
| 事業の用に供する施設の概要 | １．○○営業所 使用済自動車保管場所① 000㎡ 最大保管量 000台解体自動車保管場所② 000㎡ 最大保管量 000台解体作業場 000㎡ 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有燃料抜取場所 00㎡ 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有部品保管場所 000㎡ 屋根有ニブラ １､ 運搬車両 ３(キャリアカー １､平ボディ ２)油水分離槽 2箇所 |
| ２．○△営業所使用済自動車（解体自動車）保管場所 000㎡ 最大保管量 000台(ラック) 高さ00m解体作業場 000㎡ 床面コンクリート打設(150mm) 屋根無部品保管場所 000㎡ 屋根有ニブラ １､運搬車両２(平ボディ ２)､油水分離槽 １箇所 |
| ３．△△営業所解体作業場 000㎡ 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有(保管場所兼用、最大保管量 00台)部品保管場所 000㎡ 屋根有許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| １．○○県２．□□県３．◇◇市 | 破砕業 第00000000000号解体業 第00000000000号解体業 第00000000000号 |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| １．○○県２．□□県３．◇◇市 | 第0000000000号(収集運搬)第0000000000号(中間処理)第0000000000号(収集運搬)第0000000000号(収集運搬) |
| 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 | １．○○株式会社○○センター廃車集積場△△県△△市○○町○番○号保管場所面積000㎡､保管量の上限0000台 |
| ２．○○株式会社○○センター廃車ｶﾞﾗ集積場○○県△△市○○町○番○号保管場所面積000㎡､保管量の上限0000台 |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  | ふりがな○○　○○ | 代表取締役 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | 取締役 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | 取締役 | ○○県△△市○○町○番○号 |
| 令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○営業所長 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○営業所長 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○営業所長 | ○○県△△市○○町○番○号 |
|  | ふりがな○○　○○ | △ｾﾝﾀｰ所長 | ○○県△△市○○町○番○号 |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名　称 |  |
|  | （ふりがな）代表者の氏名 |  |
|  | 住　所 | （郵便番号） 電話番号 |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏名又は名称 | 住　　　　所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○○県△△市○○町○番○号 | 五千株 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○○県△△市○○町○番○号 | 四千株 |
|  | ふりがな○○　○○ | ○○県△△市○○町○番○号 | 二千株 |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法 | ・保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。・積み重ねる場合は整然と行う。・事故車等油漏出のおそれがある場合は油を抜き取る。 |
|  | 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 | ・解体作業場（もしくは燃料抜取場所）で実施する。・漏出した廃油等は作業場に設置したためますで回収する。・場内排水終末に油水分離装置を設置する。 |
|  | 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。） | 解体作業及び指定回収物品、事前回収物品は作業手順書により実施する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。） | 油水分離装置及びためますは定期的に清掃を行い、適切に管理する。 |
|  | 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法 | 産業廃棄物保管場所に一時保管し、許可業者に委託して処分する。 |
|  | 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法 | 保管場所を設け、油等の漏出がないよう適切に保管する。 |
|  | 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法 | ・自社の運搬車両で飛散流出のないよう廃棄物処理基準を遵守して運搬する。・運搬を委託する場合は廃棄物処理法の許可業者に委託する。 |
|  | 解体業の用に供する施設の保守点検の方法 | 定期的に点検を行い、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。 |
|  | 火災予防上の措置 | 燃料抜取場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。消火器を設置する。 |
| （備考） |  |